

○島田市建設工事競争入札参加者の格付要領

平成17年5月5日 島田市長職務執行者決裁により
 本要領を継承
 最終改正 平成30年5月1日

(目的)

1. この要領は、建設工事の競争入札に参加することができる資格を有する者の資格について、他に定めのあるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(格付の基準)

2. 等級の格付は、3に定める方法により算定した総合数値、建設業の許可区分及び技術者等の要件に基づき、次の基準により行うものとする。

ただし、新規入札参加者は各工種とも最下位のランクに格付するものとする。

等級の格付基準

等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	水道施設工事
A	①総合数値が△△△点以上である。 ②特定建設業の許可を有する、又は一般建設業の許可を有し1級土木施工管理技士を2名以上有し、かつ1級・2級の技術職員を6名以上有する。 ③工事实績を有する。 *①、②、③全てに該当する者。	①総合数値が△△△点以上である。 ②特定建設業の許可を有する、又は一般建設業の許可を有し1級技術職員を2名以上有する。 ③工事实績を有する。 *①、②、③全てに該当する者。	①総合数値が△△△点以上であり1級又は2級の技術職員を有する。 ②工事实績を有する。 *①、②全てに該当する者。	①総合数値が△△△点以上であり1級又は2級の技術職員を有する。 ②工事实績を有する。 *①、②全てに該当する者。	①総合数値が△△△点以上である。 ②特定建設業の許可を有する、又は一般建設業の許可を有し1級技術職員を有する。 ③工事实績を有する。 *①、②、③全てに該当する者。
B	①総合数値△△△点以上△△△点未満又はAランクの総合数値は確保しているが、技術職員の要件を満たしていない。	①総合数値△△△点以上△△△点未満である、又はAランクの総合数値は確保しているが、技	①総合数値が△△△点未満である。 ②Aランクの総合数値は確保しているが技術職員の要	①総合数値が△△△点未満である。 ②Aランクの総合数値は確保しているが技術職員の要	①総合数値△△△点以上△△△点未満、又はAランクの総合数値は確保しているが、技術職員の要件を満たし

	②工事实績を有する。 *①、②全てに該当する者。	術職員の要件を満たしていない。 ②工事实績を有する。 *①、②全てに該当する者。	件を満たしていない。 ③工事实績を有しない。 ④新規入札参加者 *①、②、③、④のいずれかに該当する者。	件を満たしていない。 ③工事实績を有しない。 ④新規入札参加者 *①、②、③、④のいずれかに該当する者。	ていない。 ②工事实績を有する。 *①、②全てに該当する者。
C	①総合数値が△△△点未満である。 ②工事实績がない。 ③新規入札参加者 *①、②、③のいずれかに該当する者。	①総合数値が△△△点未満である。 ②工事实績がない。 ③新規入札参加者 *①、②、③のいずれかに該当する者。			①総合数値が△△△点未満である。 ②工事实績がない。 ③新規入札参加者 *①、②、③のいずれかに該当する者。

※ 数値は、毎年改正する。

※ 「工事实績」とは、経営事項審査における平均完成工事高をいう。

(総合数値の算定方法)

3. 総合数値の算定は、次に定める方式による。

総合数値 = (経営事項審査の総合評定値) × (1 + D/100)

D 別記による工事成績による数値 (+10～-10)

附 則

この要領は、平成17年5月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

別 記

D 工事成績の数値

工 事 成 績	80点 以上	79点	78点	77点	76点	75点	74点	73点	72点	71点	70点 以下
数 値	+10	+ 8	+ 6	+ 4	+ 2	0	- 2	- 4	- 6	- 8	-10

(※) 工事成績

島田市発注工事を対象とし、前年度及び前々年度に契約検査担当課が採点した工事成績を平均点が75点になるように調整してあらわしたものである。